

**景品表示法・特定商取引法への消費者団体訴訟制度導入に係る改正法案について  
今通常国会での成立を求める意見書**

2008年3月4日

特定非営利活動法人 消費者機構日本  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
社団法人 全国消費生活相談員協会  
特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク  
特定非営利活動法人 消費者ネット広島

本日、消費者団体訴訟制度の導入を内容とする景品表示法（以下「景表法」）・特定商取引法（以下「特商法」）の改正案ならびに、これらの制度における適格消費者団体の認定・更新等を一本化するための消費者契約法（以下「消契法」）改正案が、閣議決定されました。これらの改正法案の今国会での成立を求める趣旨で、消契法の適格消費者団体として認定を受けている5団体で共同して以下のコメントを発表するものです。

**1 今通常国会に景表法・特商法への消費者団体訴訟制度導入の改正案が提出されたことを歓迎します。**

景表法、特商法への消費者団体訴訟制度の導入は、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から緊急の課題であり、今通常国会での成立を強く期待していたところです。行政規制基準である景表法や特商法の規定を司法上の差止めの根拠規定に組み替えることはこれまでの法改正では経験しなかったことであり、その法案化作業を短期間で行ない、改正案の提出に至ったことをまず歓迎します。

私たちは、今通常国会で景表法・特商法への消費者団体訴訟制度導入の法改正が行われることを要望するとともに、導入後はこれらを積極的に消費者全体の利益のために活用していく所存です。

**2 適格消費者団体の認定・更新・監督について、消費者契約法に一本化されたことを評価します。**

昨年12月の産構審消費経済部会特定商取引小委員会報告書（以下、「小委員会報告書」）では各法で別々とされていた、適格消費者団体の認定・更新・監督について、私たちは、事務やコストの軽減などを理由に横断的に一本化されることが必要であることを要望していました。改正案で、適格消費者団体の認定・更新・監督が、消契法に一本化されたことは、現在検討されている消費者行政の一元化の先駆けとしても評価します。

**3 消費者団体訴訟制度に残された課題について**

**（1）特商法における差止行為を行政命令対象行為も含めて拡大していくこと**

昨年12月の小委員会報告書では特商法7条などの行政命令対象行為も差止対象とすべきとされていましたが、今国会に提出された改正案では、7条などの特商法の行政命令対象行為の多くは差止対象となっていません。今回対象とならなかった書面交

付義務違反（特商法2条など）、禁止行為の一部（特商法6条4項）、指示事項違反（特商法7条など）、再勧誘の禁止違反（特商法12条の3、17条など）についてもこれらが差止対象となることは、消費者被害の拡大防止や予防に有益であると考えられます。

行政命令の基準規定を差止請求の要件である司法規定に組み替える困難性がありますので、今後条文の検討を行う必要があり、今通常国会での対象行為拡大は困難と考えますが、今後の課題として差止対象を行政命令対象行為も含め広げていくことが必要である旨を、国会において附帯決議として採択されるよう要請するものです。

## （2）損害賠償や不当利得吐き出しを目的とする損害金等請求制度の創設

消費者行政の一元化をはじめ、生活者・消費者が主役となる社会を実現する「国民本位の行財政への転換」が検討されています。この中で、消費者被害救済や事業者の不当利得剥奪の機能が強化されることが必要です。

そのような手立ての一つとして、消費者団体訴訟制度に損害金等請求制度を創設することを要請します。このことは、消費者被害の救済を容易にすることとあわせ、不当利得を事業者から剥奪することで被害の未然防止・拡大防止を実現することとなります。制度設計にあたって研究すべき論点も多いことから、早期の検討開始を要請するものです。

## （3）推奨行為の対象化、後訴制限効の排除等

その他、消契法の消費者団体訴訟制度を検討した際に課題として残された「不当約款等の推奨行為についても差止請求の対象とすべき」点、「消契法12条5項の後訴制限効を排除すべき」点についても、今後検討されるよう要請するものです。

以上

### 本件に関する連絡先

特定非営利活動法人 消費者機構日本	電話 03-5212-3066
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	電話 06-6945-0729
社団法人 全国消費生活相談員協会	電話 03-3448-9736
特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク	電話 075-211-5920
特定非営利活動法人 消費者ネット広島	電話 082-222-9141